

患者会計部門（PATIENT ACCOUNTS）－ 院内請求（HOSPITAL BILLING） 方針および手順

方針名：経済的支援	発効日：2016年1月1日
部門：患者様用ファイナンシャルサービス（Patient Financial Services）	改訂日：2017年4月17日、2017年12月4日、2019年3月7日、2019年10月15日、2019年11月19日、2021年1月1日、2022年1月1日、2023年1月1日、2023年10月12日、2024年1月1日、2025年1月1日

目的および対象：

本方針の目的は、経済的な支援を必要とする Nationwide Children's Hospital（以下「Nationwide Children」）およびその関係事業体の患者に対し、経済的支援を実施するかどうかを決定するための標準的な手順を確立することです。本方針は、患者会計部門（Patient Accounts Department）のスタッフ、その他の病院スタッフ、および外部業者の担当者が、無料または割引された医療の対象となる患者やそのご家族を特定するためのプロセスを定めるものです。Nationwide Childrenの患者会計部門は、個人が経済的支援の対象となるかを判断し、Nationwide Childrenが特別回収措置を取る前に、合理的な措置が取られていたかどうかを判断する最終権限を有します。経済的支援の資格は、人種、肌の色、信条、民族、国籍、年齢、性別、性的指向、性同一性、宗教、または障害に関係なく、すべての患者に適用されます。

本方針が適用されるサービスには、Nationwide Childrenおよびその関係事業体が提供する救急医療およびその他の医学的に必要なケアが含まれます。

Nationwide Childrenは、差別することなく、経済的支援の対象であるかどうかを問わず、個人に対して救急疾患に応じた医療を提供します。Nationwide Childrenは、医学的なスクリーニング検査を実施し、安定した治療を提供し、必要に応じて個人を別の医療機関に紹介したり転院させたりし、連邦規則集42巻482条55項（または後続の規則）に従って救急サービスを提供することで、救急医療措置と労働に関する法令（Emergency Medical Treatment and Active Labor Act、EMTALA）を遵守するものとします。Nationwide Childrenは、救急科の患者に救急疾患に対する治療を受ける前に支払を要求したり、差別のない緊急医療の提供を妨げる債務回収活動を許可したりするなどして、救急治療を求める個人の意欲を削ぐ可能性のあるいかなる行為も禁止しています。

定義：

関係事業体 － Children's Anesthesia Associates、Children's Radiological Institute、Children's Surgical Associates、Pediatric Academic Association、Pediatric Pathology Associates of Columbusなど、Nationwide Children's Hospitalが所有しており、院内で救急医療やその他の医学的に必要なケアを提供している関連会社です。Children's Community Practicesは、院内で患者のケアを提供しませんが、Nationwide Children's Hospitalが所有しており、本方針に従って経済的支援を提供します。

一般請求金額（Amounts Generally Billed、AGB） － 保険に加入している患者に対してNationwide Childrenが一般的に請求する金額です。

外部業者 － 請求および回収に関して、代理店として機能するよう雇われた企業です。

特別回収措置 — 連邦規則集26巻1条501(r)～506(b)項（または後続の規則）で定められた本経済的支援方針が適用される医療に対する金額の支払回収に関連して、**Nationwide Children**が個人に対して行う措置です。

世帯人数 — これには患者、患者の配偶者（同居の有無を問わない）、および同居する18歳未満の患者の子供全員（実子または養子）が含まれます。患者が18歳未満の場合、「世帯」には患者、患者の親（生みの親または養父母）（同居の有無を問わない）、および同居している（両）親の18歳未満の子供全員（実子または養子）が含まれます。

FAP — 本経済的支援方針（Financial Assistance Policy、FAP）です。

連邦貧困レベル（Federal Poverty Level、FPL） — 貧困の程度を示すために、年収および世帯人数に基づいて、米国政府が定める指標です。

総支払額 — 医療ケアに対して請求される金額です。

総収入 — 控除前の収入合計です。

収入には、総賃金、賃貸収入、失業補償、社会保障給付、公的扶助などのあらゆる収入源が含まれますが、これらに限定されません。

医学的に必要なケア — 病気、怪我、病態、疾患またはその症状を予防、診断、治療するために必要な医療サービスまたは医療器具で、医学的に認められた基準を満たすものです。

患者負担額 — 患者の請求書にすべての保険（民間および公的保険を含む）の支払い、控除、割引が適用された後に個人が負担する金額です。

詳細説明：

資格基準

Nationwide Childrenで救急医療または医学的に必要なケアを受ける、またはそれらを求める患者は、どなたでも経済的支援を申請できます。ただし、患者が緊急性のない医療を求める場合、資格があるかどうかを評価するために使用される基準は患者の居住地によって異なる場合があります。

経済的支援を申請するオハイオ州民は、まず利用可能な政府の支援に申請することが推奨されますが、必須ではありません。これにはオハイオ州の**Medicaid**（メディケイド）（**Healthy Start**や**Healthy Families**）、オハイオ病院治療保障プログラム（**Ohio Hospital Care Assurance Program、HCAP**）、アルコール、薬物、およびメンタルヘルス（**Alcohol, Drug and Mental Health、ADAMH**）委員会の支援が含まれますが、これらに限定されません。社会保障およびメディケア税が免除されるオハイオ州民は、この要件を放棄するために、記入済みのフォーム**4029**「社会保障およびメディケア税の免除および給付金の権利放棄に関する申請書（**Application for Exemption From Social Security and Medicare Taxes and Waiver of Benefits**）」を提出しなければなりません。オハイオ州民であるが、これらのプログラムに基づく給付金を受け取る資格がない患者や、オハイオ州民ではない患者が**Nationwide Children**で救急医療を受ける場合は、総収入や世帯人数に基づいて、以下のとおり経済的支援を受けられる可能性があります。

- 収入が連邦貧困レベル（FPL）の200%以下である場合、患者負担額は100%免除されます。
- 収入がFPLの201～250%である場合、患者負担額は80%軽減されます。
- 収入がFPLの251～300%である場合、患者負担額は60%軽減されます。
- 収入がFPLの301～400%である場合、患者負担額は45%軽減されます。

オハイオ州民で、世帯収入がFPLの200%を超えているが450%未満であり、**Nationwide Children**からの請求が世帯年収の20%を超える場合、本方針の目的において、医療困窮者とみなされます。医療困窮世帯は患者負担額において、より高い割引率の対象となります。**Nationwide Children**のすべての請求に対する医療困窮世帯の患者負担額は、以下に記載の世帯年収に占める割合（%）に相当する金額まで割引されます。

- 収入が連邦貧困レベル（FPL）の200%以下である場合、患者負担額は100%免除されます。
- 収入がFPLの201～250%である場合、患者負担額は世帯年収の5%に相当する金額まで軽減されます。
- 収入がFPLの251～300%である場合、患者負担額は世帯年収の7%に相当する金額まで軽減されます。
- 収入がFPLの301～450%である場合、患者負担額は世帯年収の10%に相当する金額まで軽減されます。

緊急性のない医療に対する経済的支援を求めるオハイオ州民以外の米国市民は、そのような緊急性のない医療を受ける前に、経済的支援について事前承認を受けなければなりません。事前承認プロセスにおいて、個人は**Nationwide Children**と患者の居住州にある医療機関で実施されるサービスを比較した医学的根拠を提出しなければなりません。かかる根拠は、**Nationwide Children**によって審査され、**Nationwide Children**が適切な医学的根拠を提出したと判断した患者は、総収入および世帯人数に基づいて、以下のとおり経済的支援を受けられる可能性があります。

- 収入が連邦貧困レベル（FPL）の200%以下である場合、患者負担額は100%免除されます。
- 収入がFPLの201～250%である場合、患者負担額は80%軽減されます。
- 収入がFPLの251～300%である場合、患者負担額は60%軽減されます。
- 収入がFPLの301～400%である場合、患者負担額は45%軽減されます。

緊急性のない医療に対する経済的支援を申請する米国市民以外の患者は、そのような緊急性のない医療を受ける前に、外国人慈善患者に対する**Nationwide Children**の方針および手順に従って、経済的支援について事前承認を受けなければなりません。**Nationwide Children**の外国人患者運営委員会（**Steering Committee for International Patients**）では、さまざまな基準に基づいて外国人患者が慈善医療を受ける資格があるかどうかを判断します。これには必要な医療的介入、その介入によって根本的な病状が改善され、介入後も適切に管理される可能性、**Nationwide Children**がそのような介入を独自に提供できるかどうか、患者の居住国でそのようなサービスが利用できるかどうか、予算上の制約、および国際的なケースに対して**Nationwide Children**の慈善医療リソースが最も効率的かつ効果的に使用されるよう、運営委員会が適切と判断するその他の基準が含まれます。外国人患者向け慈善医療の利用可能性についての情報は、**Nationwide Children**のウェルカムセンター（**Welcome Center**）に問い合わせることで入手できます。

Medicaid（メディケイド）受給者が**Medicaid**で補償されない医学的に必要なケアを受ける場合、そのような医学的に必要なケアに対する患者負担額は、自動的に100%免除されます。このような場合、経済的支援の申請は必要ありません。

Nationwide Childrenの患者会計部門に記入済みのIRSフォーム4029または**Nationwide Children**の要件を満たすその他の書類を提出し、宗教上の理由で政府の給付金を受け取る権利を放棄したことを確約する世帯は、患者負担額の割引を、本**FAP**に基づいて世帯収入がFPLの301～400%の世帯に提供される割引と同等の割合で受ける資格があります。このような場合、経済的支援の申請は必要ありません。

上記の規定にかかわらず、本方針の添付資料1に記載の**National Health Service Corp**（**NHSC**）の拠点として運営する**Nationwide Children's Hospital**の所在地で提供されるサービスに関しては、経済的支援の資格は世帯人数と収入のみに基づいて考慮され（居住状況は考慮されません）、添付資料1で定める割引率に基づいて提供されます。

「ホームレスシェルター」が住所となっている世帯は、患者負担額が100%免除される資格があります。このような場合、経済的支援の申請は必要ありません。

Nationwide Childrenの患者会計部門は、本方針に基づいて経済的支援を受ける資格があるかどうかを判断する最終権限を有します。

患者に対する請求額の計算基準

救急医療および医学的に必要なケアに関して、本**FAP**に基づいて経済的支援を受ける資格がある患者に対する請求額は、**AGB**を超えないものとします。**Nationwide Children**は、連邦規則で定められている「ルックバック」法を使用して**AGB**を算出します。これは、過去12か月間に**Medicare**（メディケア）のフィー・フォー・サービス（診療ごとの個別支払い）とすべての民間医療保険会社によって認められたすべての請求額を、これらの請求に対する**Nationwide Children**の総請求額で割ったものです。**Nationwide Children**は、毎年1月1日に直近の9月30日を最終日とする12か月間のデータを使用して、**AGB**計算を更新します。2025暦年の**AGB**は78.4%です。

経済的支援を受ける資格がある個人は、すべての控除および割引（**FAP**のもとで利用可能な割引を含む）が適用され、保険会社（民間および公的保険の両方を含む）から払い戻される金額を引いた、当人が個人的に支払う責任のある金額のみを請求されます。

経済的支援の申請方法

経済的支援の対象となるには、個人は**Nationwide Children**の患者会計部門に経済的支援を申請しなければなりません。本方針に基づいて、**100%**の割引率で経済的支援を求める個人（世帯収入が**FPL**の**200%**以下である個人）は、経済的支援申請書を記入し、経済的支援申請書に記載の情報および書類を提出しなければなりません。申請書には電子署名が使用できます。その他の申請者は全員、電話で患者会計部門に必要な情報を提供できます。書面による申請は必要ありません。**Nationwide Children**は、給与明細、**W-2**、および所得税申告書のコピーを要求する権利を有します。

経済的支援申請書（上記で定めるとおり、書面または電話での申請）は、以下のとおり行わなければなりません。

- 収入が**FPL**の**100%**以下である患者の外来診療は、**HCAP**によって補償されます。その場合、初診日から**90**日ごとに新しい申請書が必要となります。その他の患者全員の外来診療は、初診日から**180**日ごとに新しい申請書が必要となります。**HCAP**に基づく障がい支援（**DA**）プログラム、またはその後続のプログラムの受給者は、毎月新しい申請書を提出しなければなりません。
- 入院患者は、退院後**45**日以内に同じ基礎疾患で入院する場合を除き、入院ごとに経済的支援申請書を作成しなければなりません。その後の再入院は、同じ申請書で申請できますが、退院後**45**日以内かつ関連する疾患である場合に限りです。外来診療の会計は、入院時の会計がある申請書に追加できますが、外来診療の会計がある申請書に入院時の会計を追加することはできません。

Nationwide Childrenは、過去の**FAP**資格判断を用いて、個人が本方針に基づく経済的支援を受ける資格があるかどうかを判断しません。

経済的支援の推定資格

Nationwide Children's Hospitalは、第三者機関を用いて患者情報を審査し、**FAP**のもとで利用可能な最も手厚い支援を受ける**FAP**の資格があるかどうかを評価します。本審査および分析は、医療業界が認める予測モデルを活用します。かかる審査は、本**FAP**のもとで利用可能な最も手厚い支援を下回る支援の推定資格を判断するために使用されることはありません。

支払不履行の場合に取られる可能性のある措置

Nationwide Childrenは、債務を回収するために全力を尽くし、特別回収措置を取る前に、個人が**FAP**の資格があるかどうかを判断するための合理的な努力を払います。かかる合理的な努力には、退院後**120**日間において、以下に定めるスケジュールで責任を負う当事者に対して明細を送付したり、電話をかけたりすることが含まれます。**Nationwide Children**は、外部業者のサービスを利用して債務回収を支援してもらう場合があります。

0～30日	最初の請求書明細が送付されます。このとき、経済的支援が利用可能であることを通知する書面、 FAP 申請書フォーム、 FAP 申請プロセスで個人が支援を受ける方法が併せて送付されます。
31～60日	2回目の請求書明細が送付されます。このとき、 FAP をわかりやすく説明した要約と、退院後最初の請求書明細から 365 日以内に支払われなかった場合、 Nationwide Children は未払いの会計を信用情報機関に報告する意向である旨を記載した通知が併せて送付されます。さらに、 Nationwide Children の FAP 、および FAP 申請プロセスで個人が支援を受ける方法について、一回お電話にて口頭で通知します。
61～90日	3回目の請求書明細が送付されます。このとき、 FAP をわかりやすく説明した要約と、退院後最初の請求書明細から 365 日以内に支払われなかった場合、 Nationwide Children は未払いの会計を信用情報機関に報告する意向である旨を記載した通知が併せて送付されます。さらに、 Nationwide Children の FAP 、および FAP 申請プロセスで個人が支援を受ける方法について、一回お電話にて口頭で通知します。

91～120日	4回目の請求書明細が送付されます。このとき、FAPをわかりやすく説明した要約と、退院後最初の請求書明細から365日以内に支払われなかった場合、Nationwide Childrenは未払いの会計を信用情報機関に報告する意向である旨を記載した通知が併せて送付されます。さらに、Nationwide ChildrenのFAP、およびFAP申請で個人が支援を受ける方法について、二回お電話にて口頭で通知します。
---------	--

経済的支援が利用可能である旨を記載した書面による通知、FAP申請書フォーム、およびFAP申請プロセスで個人が支援を受ける方法についての情報に加えて、すべての請求書明細にはFAPのコピー、FAP申請書フォーム、FAPをわかりやすく説明した要約が入手できるウェブサイトのアドレスを記載しています。

Nationwide Childrenは、最初の請求書明細の日付から1年が経過した場合、未払いの会計について信用情報機関に報告する場合があります。個人の請求書が複数回におよぶ医療を含めるために集計される場合、未払いの会計は、かかる集計に含まれる直近の医療に対する退院後最初の請求書明細から少なくとも120日が経過するまで信用情報機関に報告されません。

個人が申請期間（退院後最初の請求書明細が送付されてから240日間）に不備のあるFAP申請書を提出した場合、Nationwide ChildrenはFAPまたはFAP申請書フォームに基づき、FAP申請書を完成させるために提出しなければならない追加の情報および/または書類が必要である旨を説明した書面による通知、およびFAPについての情報を提供し、申請プロセスをサポートするNationwide Children部門の連絡先情報を個人に対して提供するものとします。Nationwide Childrenは、当該個人がFAPに基づく経済的支援を受ける資格があるかどうかを判断するまで、あるいは当該個人が合理的な期間内に追加の情報および/または書類を返信しなかったときまで、あらゆる特別回収措置を保留するものとします（また該当する場合は、外部業者にそのような措置を保留するように通知します）。

申請期間に記入済みのFAP申請書を受領した時点で、Nationwide Childrenは当該個人が受けた医療に対してFAPの資格があるかどうかを判断し、資格判断（該当する場合は、当該個人が受ける資格を持つ支援を含む）、およびその判断に至った基準について書面で通知するものとします。個人が無料診療以外の支援を受ける資格があると判断された場合、Nationwide Childrenは以下を行います。

- 当該個人に対し、FAPの対象患者として個人が負担する金額と、その金額が決定された方法について記載された請求書明細を提供します。かかる請求書明細には、当該個人が受けた医療のAGBについての情報を得る方法についても記載します。
- 当該個人が受けた医療について、FAP対象患者として個人的に支払責任があると判断された金額を超過して支払った金額を返金します。
- かかる支払を回収するために当該個人に対して取られる特別回収措置を取り消すための合理的に利用可能なすべての措置を講じます。

個人がFAP申請書を提出し、Nationwide Childrenによって当該個人のFAP資格判断が行われる前に、当該個人がMedicaid（メディケイド）の受給を申請した場合、Nationwide Childrenは、当該個人のMedicaid申請が完了・提出され、当該個人におけるMedicaidの受給資格が決定されるまで、当該個人のFAP資格判断を延期し、当該個人に対していかなる特別回収措置も行わないものとします。

Nationwide Childrenで救急医療およびその他の医学的に必要なケアを提供する医療機関一覧

Nationwide Childrenで救急医療およびその他の医学的に必要なケアを提供する医療機関の一覧、およびこれらの専門サービスがNationwide ChildrenのFAPで補償されるかどうかについての詳細は、<http://www.nationwidechildrens.org/financial-assistance>をご覧ください。以下の「連絡先情報」に記載の部門に問い合わせいただくことで書面によるコピーを入手できます。

本経済的支援方針、経済的支援方針をわかりやすく説明した要約、および経済的支援申請書の入手先

ウェブサイトへのアクセス

<https://www.nationwidechildrens.org/your-visit/billing-and-insurance/financial-assistance>

書面によるコピー

- 患者または責任を負う当事者に対して料金が発生することなく、ご要望に応じて入手いただけます。
- 書面によるコピーは、Nationwide Childrenのメインキャンパス（救急処置室を含む）およびキャンパス外にある拠点での入院または登録受付エリアにてお渡しします。
- 書類および経済的支援申請書は、ご要望に応じて患者および/またはご両親宛に郵送します。
- すべての請求書明細には、裏面に経済的支援申請書と申請に際してサポートを行う部門の連絡先情報が記載されています。

病院内の患者に提供される通知および情報

- Nationwide Childrenのメインキャンパス（救急処置室を含む）およびキャンパス外にある拠点の入院または登録受付エリアには、患者または責任を負う当事者に対して経済的支援が利用可能である旨を説明した看板が設置されています。
- 2回目の請求書明細が発行された後、経済的支援を紹介する自動音声のお電話をおかけします。
- Nationwide Childrenのファイナンシャルカウンセラー（Financial Counselors）が、経済的支援を必要とする患者の病室または病院を訪問します。

幅広いコミュニティに向けた通知および情報伝達

- FAP、FAPをわかりやすく説明した要約、および経済的支援申請書はすべてwww.NationwideChildrens.orgからご覧いただけます。
- また、Nationwide ChildrenはFAPをわかりやすく説明した要約と経済的支援申請書をフランクリン郡にあるFederally Qualified Health Centersに定期的に共有し、Nationwide Childrenの医療スタッフの一員である地域の医師とも共有することで、これらの医療機関の患者もFAPに関する書類を入手できるようにしています。

翻訳された文書

- 本経済的支援方針、経済的支援申請書、および本FAPをわかりやすく説明した要約は、フランクリン郡の1,000人または5%未満を構成する限定的な英語能力（LEP）の各言語グループ、またはNationwide Childrenの影響を受けると合理的に考えられるその他の人々が話している言語でご覧いただけます。患者会計部門のDirectorは、実状に基づいて言語ニーズを毎年審査し、必要に応じて翻訳版の書類を作成する責任を負うものとします。

連絡先情報

カウンセラー	所在地	電話番号
Nationwide Children's Financial Counselors	Admitting Office 700 Children's Driveまたは予約した Nationwide Childrenの所在地	(614) 722-2070
Nationwide Children's Customer Service	患者会計部門 電話のみ	(614) 722-2055

2024年11月26日、Nationwide Children's Hospital取締役会の
予算、財務、監査委員会（Budget, Finance and Audit Committee）
によって承認：

Nelson Weichold
Chief Financial Officer

日付

添付資料1

National Health Service Corpsとして運営するNationwide Children's Hospitalの所在地（NHSC拠点）：

- Nationwide Children's Hospital – Hilltop Primary Care Center、所在地：2857 W. Broad St., Columbus, OH 43204
- Nationwide Children's Hospital – Westside Primary Care Center、所在地：441 Industrial Mile Rd., Columbus, OH 43228
- Nationwide Children's Community Dental、ID：8824118297、所在地：2900 Inspire Dr, Columbus, OH 43224
- Downtown Primary Care-Nationwide Children's、ID：5049039152、所在地：380 Butterfly Gardens Dr, Columbus, OH 43215
- Ft. Hayes School-Based Health Center、ID：4381469266、所在地：468 Cleveland Avenue, Columbus, OH 43215
- Mt. Vernon School-Based Health Center、ID：6889084140、所在地：300 Yellow Jacket Drive, Mt. Vernon, OH 43035
- Nationwide Children's Hospital Dental Clinic、ID：8508021858、所在地：380 Butterfly Gardens Dr., Columbus, OH 43215
- West High School School-Based Health Center、ID：5140715017、所在地：179 S. Powell Avenue, Columbus, OH 43204
- South High School School-Based Health Center、ID：4501922318、所在地：1160 Ann St., Columbus, OH 43206
- Near East Primary Care、ID：9332228635、所在地：1125 East Main Street, Columbus, OH 43205
- East High School School-Based Health Center、ID：4377185057、所在地：1500 E. Broad St., Columbus, OH 43205

上記所在地で提供されるサービスに対して利用可能な割引率：

- 収入が連邦貧困レベル（FPL）の200%以下である場合、患者負担額は100%免除されます。
- 収入がFPLの201～250%である場合、患者負担額は80%軽減されます。
- 収入がFPLの251～300%である場合、患者負担額は60%軽減されます。
- 収入がFPLの301～400%である場合、患者負担額は45%軽減されます。